

国際的に通用する認証等取得緊急支援事業実施要領

制定 令和 6 年 12 月 17 日 6 輸国第 3217 号

農林水産省輸出・国際局長通知

改正 令和 7 年 4 月 1 日 6 輸国第 4545 号-1

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 輸国第 3859 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 の区分の欄の 5 の（2）の国際的に通用する認証等取得緊急支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 補助事業者

- 1 交付等要綱別表 1 の補助事業者の欄の 13 の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げる者とする。
 - （1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食品事業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合又は独立行政法人
 - （2）法人格を有しない団体であって輸出・国際局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第 6 の 1 の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式 1 を併せて事業実施計画調整者に提出して、その承認を受けること。

第 3 事業の内容等

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和 2 年 12 月 15 日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出の障害の克服に向けた体制整備の効果的な推進を図るため、本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲は次のとおりとする。

なお、補助率は 2 分の 1 以内とする。

- 1 国際的に通用する認証等の新規取得

輸出拡大に繋がる、食品安全等に係る国際的に通用する認証（ISO22000、FSSC22000 等）、輸出先国の政府、小売業者等が求める認証（ハラール認証等）、輸出先国において他国産との差別化が図られる認証（コーシャ認証、環境配慮に係る認証等）等の新規取得に係る取組を行うために必要な経費を支援する。

（補助対象経費）

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、委託費、通信運搬費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度とする。

第5 採択基準等

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 必須となる基準

- （1）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- （2）補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- （3）事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- （4）農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）のコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp>）に登録していること。
- （5）過去に本事業を活用して取得した認証等とは異なる取組であること。なお、本事業を活用した実績があった場合であっても、事業実施年度中に認証等を未取得の場合は、事業実施年度の翌年度のみ対象とする。
- （6）過去に、本事業及び輸出先国規制対応支援事業を活用していた場合、認証等の取得が完了している又は取りやめていないこと。
- （7）第3の取組により認証等の取得を遂行すること。
- （8）環境負荷低減の取組について遵守すること。

2 優先採択に係る基準

- （1）農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定）に定める重点品目の輸出に係る取組である場合。
- （2）本事業の実施期間の翌3年後の輸出目標額の合計が1,000万円以上の団体である場合。
- （3）輸出促進法第37条第1項の規定に基づく輸出事業計画の認定規程（令和2

年４月１日付け農林水産大臣決定）に基づく計画の認定を受けた補助事業者である場合。

（４）フラグシップ輸出産地に認定されている民間団体等である場合。

第６ 事業実施手続

１ 事業実施計画の提出

補助事業者は、交付等要綱第６の１の規定に基づき、別記様式２により事業実施計画を作成の上、事業実施計画調整者に提出し、必要な調整を行うこと。

ただし、交付等要綱第６の３の規定に基づく、事業実施計画の変更（交付等要綱第６の３の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第１５の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式１及び別記様式２に添付すべき資料であって、本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できる。

２ 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第６の３の事業実施計画調整者が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- （１）事業の内容の追加又は削除
- （２）事業目的の変更
- （３）交付等要綱別表１の区分の欄の５の（２）の国際的に通用する認証等取得緊急支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- （４）３により委託する事業の新設又は内容の変更

３ 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式２の別添の「第１ 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業実施計画調整者に提出し、必要な調整を行うこと。

- （１）委託先が決定している場合は委託先名
- （２）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

４ 事業の着手

- （１）補助事業者は、交付決定の後に事業に着手すること。

ただし、事業の効果的な実施を図るために交付決定の前に事業に着手する場合にあっては、補助事業者は、別記様式３の国際的に通用する認証等取得緊急支援事業に関する交付決定前着手届を事業実施計画調整者に提出すること。

- （２）（１）のただし書により交付決定の前に着手する場合においては、補助事業者は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手すること。この場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責

任とすることを了知の上で行うこと。

なお、補助事業者は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日を記載すること。

(3) 事業実施計画調整者は、(1) のただし書による交付決定前の着手については、本事業が適正に行われるよう、必要な指導を十分に行う。

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施結果の報告

交付等要綱第33の規定に基づき、補助事業者は、事業終了後速やかに別記様式2の事業実施計画に準じて事業実施状況報告書を作成し、事業実施計画調整者に提出すること。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

補助事業者は、第3の取組が本事業の実施期間に完了しない場合、本事業の実施期間の翌年度から第3の取組が完了する年度まで毎年度、事業の成果について別記様式4により事業成果報告書を作成し、各年度の4月末日までに事業実施計画調整者に報告すること。

3 輸出実績の報告

補助事業者は、本事業の実施期間の翌年度から3年間にわたって、別記様式5により輸出実績報告書を作成し、本事業の実施期間終了後、1か月以内に事業実施計画調整者に報告すること。

4 認証等の取得の取りやめ

本事業の実施期間の翌年度以降、第3の取組による認証等の取得を取りやめる場合、別記様式4にて事業実施計画調整者に取りやめ理由等を報告の上、承認を受けること。

事業実施計画調整者は、補助事業者から取りやめの報告を受けた場合、別記様式6により回答すること。

第8 事業遂行状況の報告

補助事業者は、交付等要綱第18に定める事業遂行状況の報告については、本事業の実施期間の12月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末日までに交付決定者（交付等要綱第9の1に規定する交付決定者をいう。）に提出すること。

ただし、交付等要綱第19の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付等要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、本事業の実施期間の 12 月末日までに事業が終了した場合及び交付決定が本事業の実施期間の 1 月以降となった場合は、報告を要しないものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。